

議 第 24 号
令和6年4月25日提出

熊本市教育行政審議会委員の委嘱について

熊本市教育行政審議会委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条及び第3条並びに熊本市教育行政審議会運営要綱(令和5年3月16日制定)第3条及び第4条の規定により、熊本市教育行政審議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	備考
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	
3	学識経験者	末富 芳	日本大学文理学部教授	
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	
5	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長	
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士	
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表	
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	
10	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト・星槎大学客員教授	
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田 慎	熊本市教育委員	
12	保護者代表	西村 則子	保護者	
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長	
14	教職員	白石 和弘	熊本市立託麻南小学校長	新任
15	公募委員	森 博子	公募委員	
16	公募委員	上田 心結	公募委員	

【委員の任期】令和5年(2023年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

【新任委員の任期】令和6年(2024年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

○熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

5 教育委員会の附属機関

16	教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。
----	---------	-----------------------------

○熊本市教育行政審議会運営要綱（令和5年3月16日制定）

（組織）

第3条 審議会は、20人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方教育行政関係者
- (3) 法曹関係者
- (4) 医療福祉関係者
- (5) 報道関係者
- (6) 保護者代表
- (7) 教職員
- (8) 公募委員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）

（事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (12) 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。